

第2次島根県歯と口腔の 健康づくり計画



平成29年3月
島根県

はじめに

島根県では、平成 22 年に制定された「島根県歯と口腔の健康を守る 8020 推進条例」を受けて、平成 23 年に「島根県歯と口腔の健康づくり計画」を策定し、自らの歯を守り、歯を失っても噛む機能が維持できるようさまざまな施策を展開してまいりました。

これまでの取組により、一人平均残存歯数の増加や定期的に歯科医院へ行く者の割合が増加するなど着実に成果がみられていますが、歯が喪失する起因の一つである歯周病の増加、歯周病が糖尿病等全身の疾患に与える影響について認知度が低いことなどの問題が依然として継続しています。

この度、現計画の評価を行うとともに、歯と口腔の健康を取り巻く課題を踏まえ、今後の取組を総合的かつ効果的に推進するため「第 2 次島根県歯と口腔の健康づくり計画」を策定しました。この計画では、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、8020（ハチマルニイマル）の達成に向けて、1 次計画の取組を踏襲した上で、さらにきめ細かな取組を進めていくため、取組の方向性をライフステージや分野別に定めるとともに、歯と口腔の健康づくりが県民運動として取り組まれることを願い、県民一人ひとりに取り組んでいただきたい内容を県民目標として定めました。この計画を歯と口腔の健康づくりの指針として、関係機関・団体をはじめ多くの皆様とともに、各種の施策をより一層充実・展開してまいります。

終わりに、計画策定に御協力いただきました島根県歯科保健推進協議会をはじめとする関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

島根県知事 溝口 善兵衛

第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画の目指す姿	1
(5) 他の計画との関係	1
<第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画の概念図>	2
2 現状と課題	3
(1) 第1次島根県歯と口腔の健康づくり計画目標値の評価一覧	3
(2) 歯と口腔の健康づくり取組の現状と課題	5
3 施策の方向	12
(1) ライフステージ別	14
(2) 特別配慮が必要な分野	16
(3) 全身の病気と関連した取組	16
(4) 環境づくり・基盤整備	16
4 歯と口腔の健康づくり計画の推進と体制	17
(1) 関係機関・団体等の役割	17
(2) 進行管理と評価	18
5 目標	19
6 資料	21
(1) 平成27年島根県県民残存歯調査抜粋	21
(2) 市町村歯科保健事業	25
(3) 取組事例	26
(4) 島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	28
(5) 用語解説	29

1. 計画の基本的事項

1) 計画策定の趣旨

歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル（虚弱）など全身の健康に関係していることが明らかになり、歯科口腔保健対策はますます重要となってきています。

これまで県では、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例（平成22年）」を制定し、この条例の主旨を踏まえ「島根県歯と口腔の健康づくり計画（平成23年）」を策定し、事業所、保険者、保健福祉関係者、行政が連携し、県民運動として基盤整備を行ってきました。

この度、これまでの取組の成果や歯と口腔の健康を取り巻く課題を踏まえ、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」を策定します。

2) 計画の位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年）」第十三条に基づく都道府県計画であり、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例（平成22年）」第6条の規定に基づく計画です。

3) 計画の期間

この計画期間は、平成29年度から平成34年度の6か年とします。

（ただし、計画策定後の歯科口腔保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて見直すこととします）

4) 計画の目指す姿

「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の基本理念（第2条）に基づき、障がい者、介護を要する高齢者など全ての県民が生涯にわたって必要で良質な歯科口腔保健医療サービスを等しく受けられるよう、歯と口腔の健康づくりを適切に推進します。

この計画では、「健康寿命の延伸、健康格差の縮小」、「8020¹⁾の達成」に向けて1次計画で重点的に取組を進めてきた8つの柱を踏襲し、今後6年間にわたり関係機関・団体とともに進めていく取組の方向性を、ライフステージや分野毎に定めました。

また、歯と口腔の健康づくりの取組が県民全体で取り組まれることを願い、県民一人ひとりに取り組んでいただきたい項目を「県民目標」として定めました。

5) 他の県計画との関係

この計画は、島根県保健医療計画、島根県健康増進計画「健康長寿しまね推進計画」、島根県食育推進計画、健やか親子しまね計画、しまねっ子元気プラン、島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画と整合性を図ります。

<第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画の概念図>

健康寿命の延伸 健康格差の縮小
8020達成に向けて
歯を守ろう！口腔機能を守ろう！！

<県民目標>

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物応用²⁾)に取り組む
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを知り、実践する(口腔機能の維持)
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

ライフステージ毎の取組

- ◆妊娠期・乳幼児期・学齢期
- ◆成人期
- ◆高齢期

特に配慮が必要な
分野の取組

- ◆虐待の早期発見
- ◆障がいのある人
- ◆介護が必要な人

全身の病気と
関連した取組

環境づくり・基盤整備

- 1) 県民の大白歯(奥歯)や口腔の点検の実施
- 2) 事業所における歯科保健対策の拡大・成人歯科保健の拡大
- 3) 多様な手法を用いた住民への知識の提供
- 4) 糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備
- 5) 高齢者・障がい者に対する良質な歯科治療、歯科保健指導の実施体制の整備
- 6) 歯科保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力
- 7) 歯科保健医療従事者の確保・資質の向上
- 8) 災害時の歯科保健医療活動体制の確保

2. 現状と課題

- ・第1次計画に基づき、奥歯（臼歯部）を守ること、また奥歯を失っても口腔の機能を確保するため様々な取組を進めてきました。
- ・奥歯（臼歯部）がない者は一人平均残存歯数が少ないことが分かっていることから、奥歯を守り、噛み合わせを維持することが重要であり、更なる取組の定着が必要です。
- ・壮年期での歯と口腔の健康づくりの取組は増えつつあります。今後は、事業所や医療保険者が主体となり取り組めるよう支援します。歯周病唾液検査や歯周病検診等の取組導入により、壮年期の方が自ら歯と口腔の健康状態に気づいてもらう機会を更に増やす必要があります。
- ・様々な機会において、関係機関、団体とネットワークの構築を進めてきました。今後更に連携強化が必要です。

(1) 第1次島根県歯と口腔の健康づくり計画 目標値の評価一覧

＜目標値＞		単位	基準値	現状値	目標値	評価	出典	目標値設定の考え方	
大目標	一人平均残存歯数	50歳(45～54歳)	本	25.56	26.26	26	◎	県民残存歯調査(H22、H27)	平成27年から平成22年の一人平均残存歯数の増加本数を維持する
		60歳(55～64歳)	本	22.16	23.27	23	◎		
		70歳(65～74歳)	本	18.58	19.91	20	○		
		80歳(75～84歳)	本	14.16	15.53	16	○		
中目標	一人平均むし歯本数	3歳児	本	0.77	0.62	0.54	○	歯科健診受診状況調査(基準値:H22、現状値:H27)	平成22年度の70%
		12歳児	本	1.33	1.01	0.93	○	島根県学校保健統計調査(基準値:H22、現状値:H27)	
		30歳代	本	10.71	9.55	7.50	△	島根県市町村歯科保健対策評価表 (基準値:H22、現状値:H27)	
	進行した歯周病を有する者の割合	40歳代	%	45.6	39.8	36.48	○		平成22年度の80%
		50歳代	%	57.8	49.9	46.24	○		
小目標	むし歯予防のためにフッ化物を利用している者の割合		%	38.3	41.2	57.5	△	島根県県民健康調査(基準値:H22、現状値:H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍
	定期的に(1年に1回以上)に歯科医院に行って、歯垢や歯石など歯についた汚れを取ってもらうようにしている者の割合		%	24.9	33.2	37.4	○	島根県県民健康調査(基準値:H22、現状値:H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍
	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べるようにしている者の割合		%	52.9	52.7	79.4	×	島根県県民健康調査(基準値:H22、現状値:H28速報値)	基準値平成22年度の1.5倍
	歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間ブラシなど)を使用している者の割合		%	40.9	40.2	61.0	×	基準値:国民健康・栄養調査(平成21年)全年齢 現状値:島根県県民健康調査(H28速報値)	基準値平成21年度の1.5倍

＜市町村事業＞

目標事業実績	乳幼児歯科健診または 歯科保健指導	人	3,075	4,954	5,000	○	島根県市町村歯科保健取組状況調査 (基準値:H22、現状値:H27)	1歳6ヶ月児や3歳児 歯科健診受診者数
	フッ化物塗布	人	10,268	9,833	17,000	×		1歳、2歳、3歳の者の合計
	フッ化物洗口	人	26,516	28,156	35,000	△		4歳から14歳までの者の合計約70,000人の5割増
	児童生徒への歯科教室	人	3,419	8,193	35,000	△		フッ化物洗口実施者数と同じ実施者数
	妊産婦歯科健診または歯科教室	人	274	320	2,800	△		平成22年出生数(約5,700件)の5割
	成人歯科健診	人	4,690	5,131	10,000	△		平成22年度実施者数の2倍
	健康相談	人	10,040	4,470	20,000	×		平成22年度実施者数の2倍

- ◎ 達成
- 基準値に向けて50%以上改善
- △ 基準値に向けて50%以下改善
- × 基準値より悪化
(健やか親子しまね後期計画結果判定を引用)

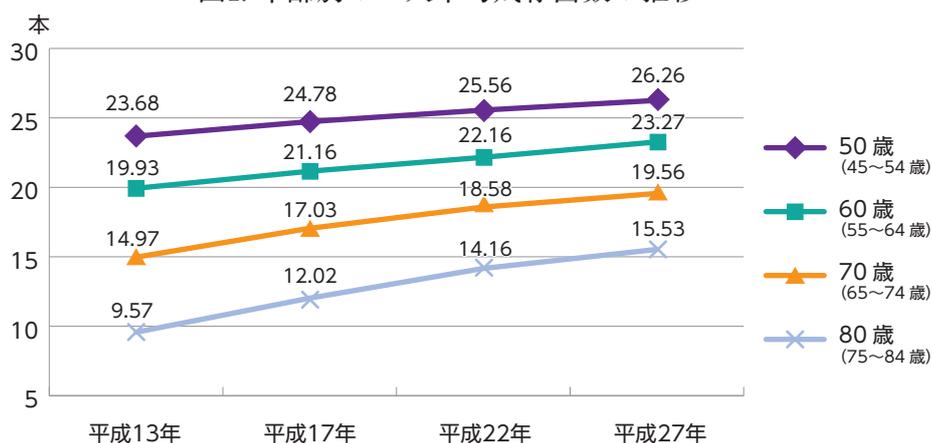
(2) 歯と口腔の健康づくり取組の現状と課題

(主な取組 ◎：関係機関と行政 ○：行政)

1) 県民の大臼歯(奥歯)や口腔の点検の実施

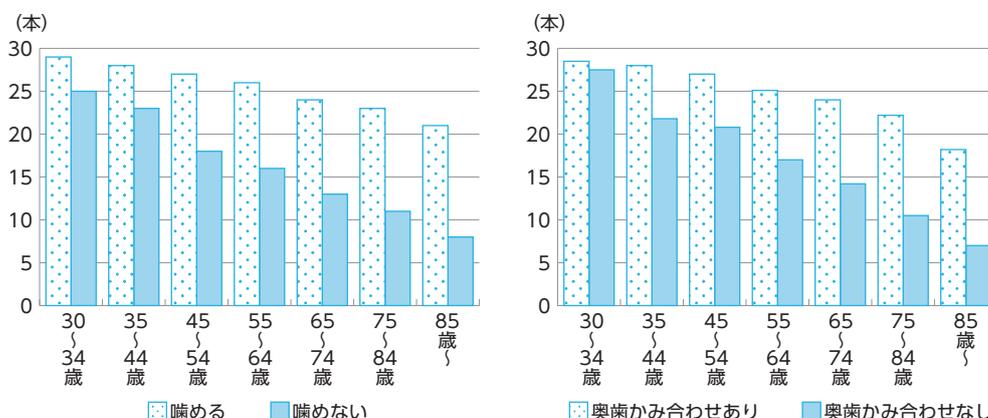
- ・平成 27 年度県民残存歯調査では、80 歳(75～84 歳)の一人平均残存歯数は、15.53 本であり、平成 22 年度調査と比べ 1.37 本増えており、改善は見られましたが目標に達しませんでした【図 1】。
- ・奥歯(臼歯部)を失うと、歯の喪失のスピードが速くなることが分かっています。男性は 45 歳～54 歳、女性は 55～64 歳で一人平均残存歯数が 20 本を下回っていました。奥歯(臼歯部)の咬合(噛み合わせ)を維持することにより、歯を多く残すことにつながります【図 2】。
- ・一人平均むし歯本数は 3 歳児、12 歳児ともに減少傾向にあります。むし歯予防には 4～14 歳までの一貫したフッ化物応用が有効なことから、引き続きフッ化物応用の取組やライフステージに応じた自分にあった歯みがきの方法を学ぶことが必要です【図 3】。
- ・3 歳児の不正咬合等が認められる児の割合が増加しており、子どもの口腔機能の発達に応じた取組が必要です【図 4】。

図1. 年齢別の一人平均残存歯数の推移



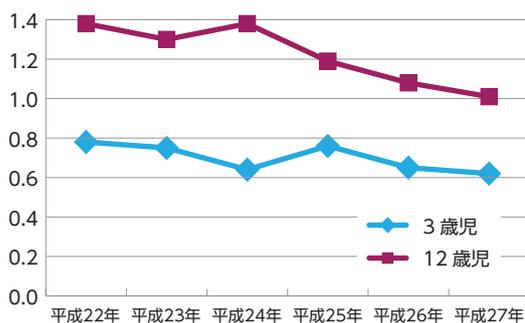
出典：県民残存歯調査

図2. 年齢別・咀嚼の状態と一人平均残存歯数



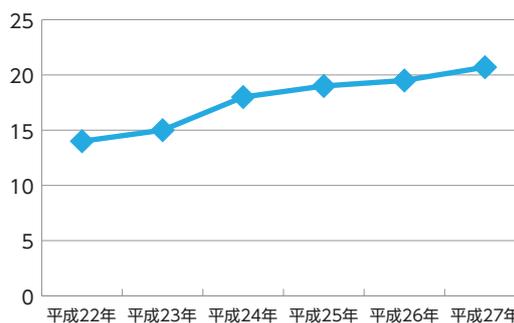
出典：県民残存歯調査

図3. 3歳児、12歳児
一人平均むし歯本数



出典：島根県母子保健集計システム（3歳）
島根県学校保健統計調査（12歳）

図4. 3歳児不正咬合等
認められる割合



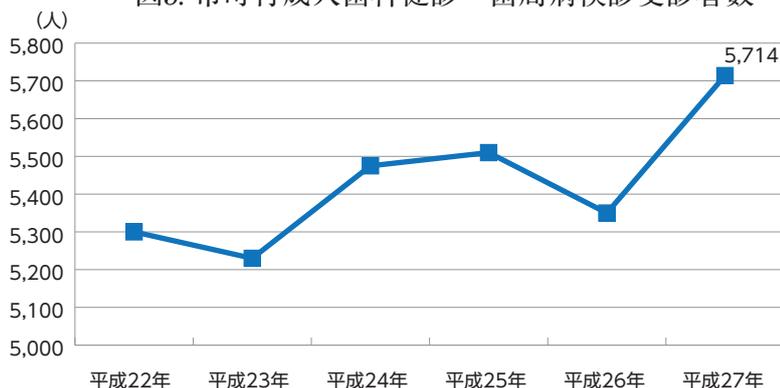
出典：島根県母子保健集計システム（3歳）

- ◎イベントなど様々な機会を捉え、視覚的教材（位相差顕微鏡や咀嚼判定ガム）等を活用し体験をとおした啓発を行うことで、歯と口腔の健康について関心を持つきっかけとなっています。
- ◎障がい者グループ等の歯と口腔の健康づくり体験を東部・西部口腔保健センターで取り組んでおり、定期受診の重要性等の啓発の機会となっています。
- ◎歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル（虚弱）など全身の健康に関係していることが明らかになってきました。
- ◎かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯や口腔の管理を受ける県民は増えつつありますが、まだ目標に達していません。さらに、かかりつけ歯科医を持つことの大切さについて啓発が必要です。
- ◎噛ミング30（カミングサンマル）³⁾セルフチェックシートの活用により、噛む大切さや奥歯の大切さについて啓発を推進していますが、より効果的で取り組みやすくなるよう見直しが必要です。
- ◎「学校におけるかミング30体験実施マニュアル」を作成し、学校での健康教育に寄与しましたが、活用は一部に限定されています。より多くの学校で取り組める工夫が必要です。
- ◎奥歯を守ること、また、たとえ奥歯を失っても義歯を入れるなど口腔機能を確保することが重要です。歯と口腔の健康づくりの中で口腔機能の維持に引き続き取り組む必要があります。

2) 事業所における歯科保健対策の拡大

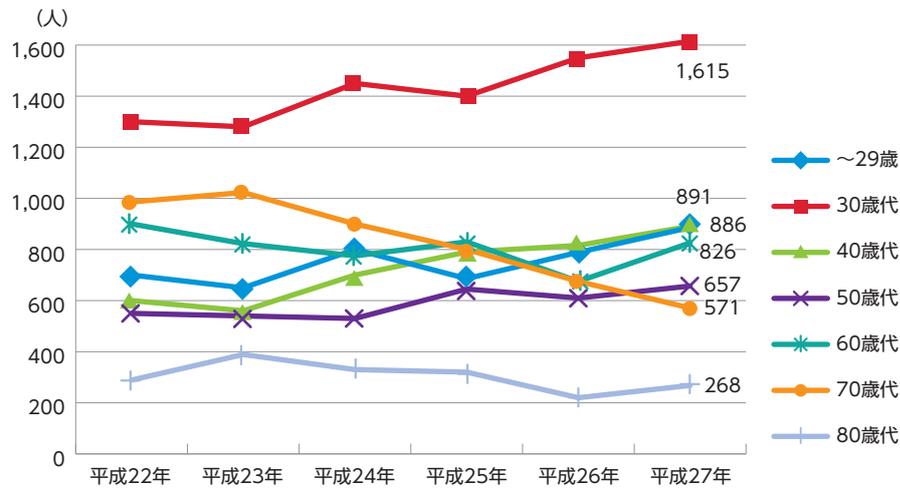
- ・市町村成人歯科健診（歯周病検診）の受診者数は、少しずつ増えていますが、受診後のフォロー体制整備や健康づくりにつながる仕組みづくりが必要です【図5、図6】。

図5. 市町村成人歯科健診・歯周病検診受診者数



出典：島根県市町村歯科保健対策評価表

図6. 年代別市町村成人歯科健診・歯周病検診者数の年次推移



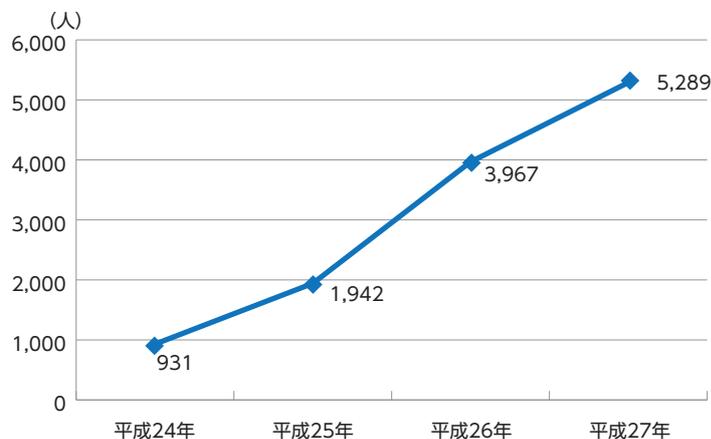
出典：鳥根県市町村歯科保健対策評価表

- 歯周病検診を実施していない市町村においても、独自の取組として妊婦を対象とした歯科健診実施などが進んでいます。
- 事業所へ出前講座等を実施し、歯と口腔の健康づくりについて学習の場を設定できるように取り組んでいます。しかし、出前講座を申し込む事業所が少ないのが現状です。
- ◎「事業所歯科健診事後対応マニュアル」を作成し、歯周病唾液検査事後対応の検討を行いました。
- ◎働き盛りを対象とした研修会等において歯周病唾液検査の体験に取り組んだところ、事業所等での健康診査に併せ歯周病唾液検査の導入につながりました。今後も、実施事業所を増やす必要があります。

3) 多様な手法を用いた住民への知識の提供

- ・健康長寿しまね推進事業の取組のうち、歯と口腔の健康に関連する事業の参加者は年々増えています【図7】。

図7. 健康長寿しまね推進事業（歯と口の健康関連）参加者の推移



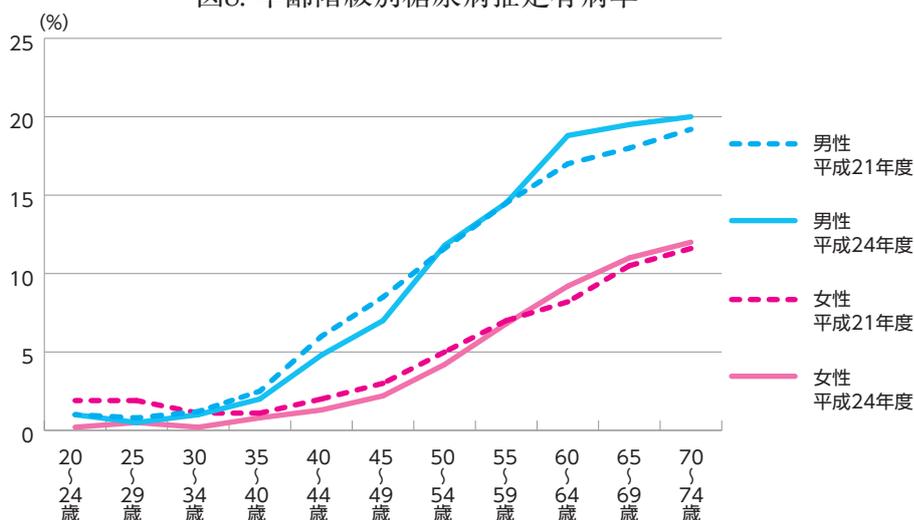
出典：健康推進課調べ

- ◎6月の「歯と口の健康週間」の関連行事の一環として親と子のよい歯のコンクールの実施、11月8日の「いい歯の日」の関連として8020よい歯のコンクールの実施などにより、歯と口腔の健康づくりに取り組むきっかけとなっています。
- ◎広報誌やケーブルテレビ、ホームページを活用した健康情報の発信により、県民へ広く周知を行っています。
- ◎様々なイベントやキャンペーンに併せて歯と口腔に関する情報提供や啓発が行われていますが、さらに広く住民へ啓発する必要があります。またその中で、知識を提供する場や体験を増やす必要があります。

4) 糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備

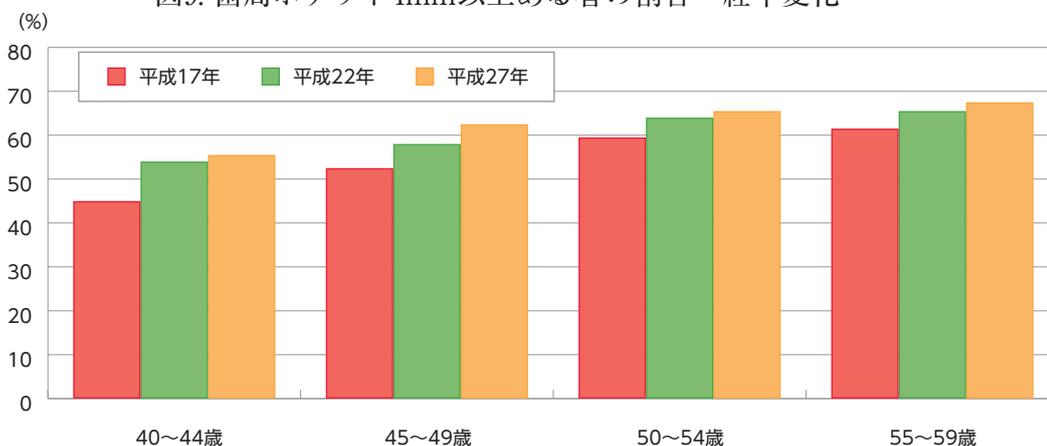
- ・糖尿病の有病率は、年齢とともに増えています【図8】。
- ・歯周ポケットが4mm以上ある者の割合は、いずれの年代も増加傾向にあります。歯周病は、糖尿病や心疾患等と関連することから、医科と歯科、関係機関との連携がさらに必要です【図9】。

図8. 年齢階級別糖尿病推定有病率



出典：糖尿病対策を継続的に評価する体制の構築に関する研究報告書
(高根県保健環境科学研究所)

図9. 歯周ポケット4mm以上ある者の割合・経年変化

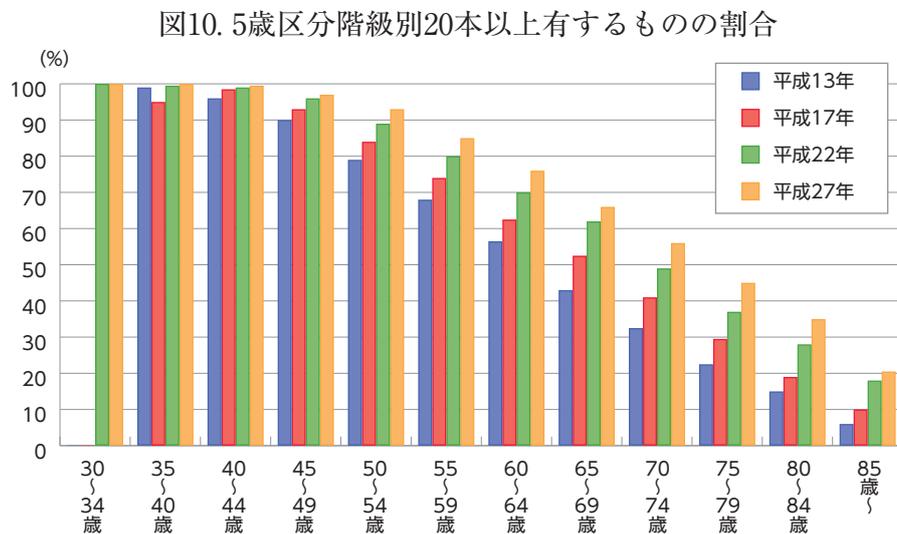


出典：県民残存歯調査

- ◎糖尿病等の患者の治療における医科と歯科の連携体制の構築を図るため、医科歯科合同症例検討会や関係者への意識啓発のための研修会を開催してきました。
- ◎糖尿病委員会等の各種会議の場を通して、地域の実情に応じた医科と歯科の連携体制の構築をはじめ、関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。今後更に、幅広い取組となるよう啓発が重要です。
- ◎周術期の化学療法に伴う口腔ケアや口腔機能維持の重要性が言われるようになりました。県民への周知及び知識の提供はもとより関係者の資質向上が求められています。
- ◎周術期の口腔ケアについて、歯科医師会、歯科衛生士会などが主体となり、歯科医療スタッフの資質向上に向けた研修会も開催されるようになりました。

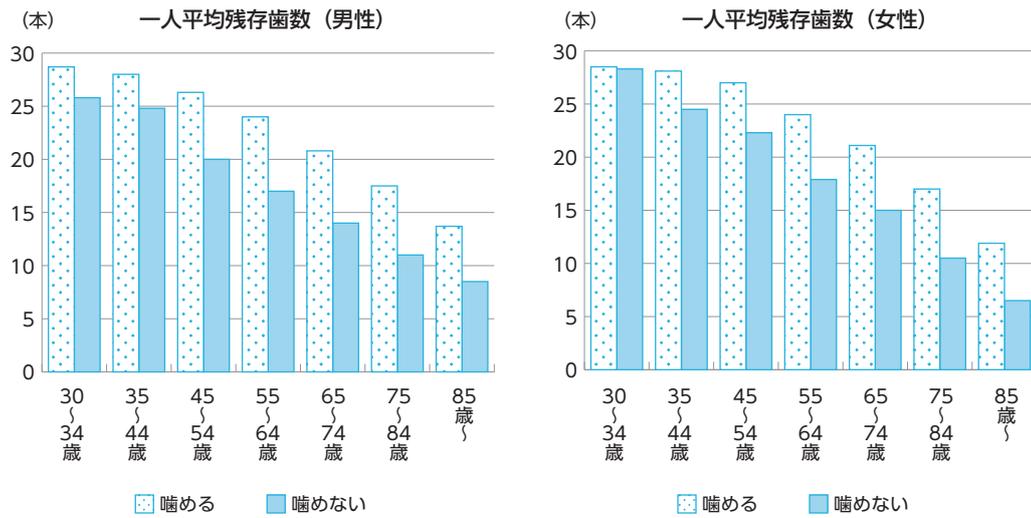
5) 高齢者・障がい者に対する良質な歯科治療、歯科保健指導の実施体制の整備

- ・高齢者の残存歯数は増えていることから、状況に応じた在宅・施設での口腔ケアの指導が求められています。
- ・自分の歯を20本以上有する者の割合は、前回調査と比べ増えています。しかし、60歳以上になると、年齢があがるにつれ20本以上有する者の割合が10%ずつ減少しています【図10】。
- ・男女とも噛めないと認識している者は、噛めると認識している者と比べ、一人平均残存歯数が少ない傾向です【図11】。
- ・自分の歯が20本未満で義歯の有無と噛める者の割合を見ると、義歯がある者の方が噛めると認識している傾向です【図12】。



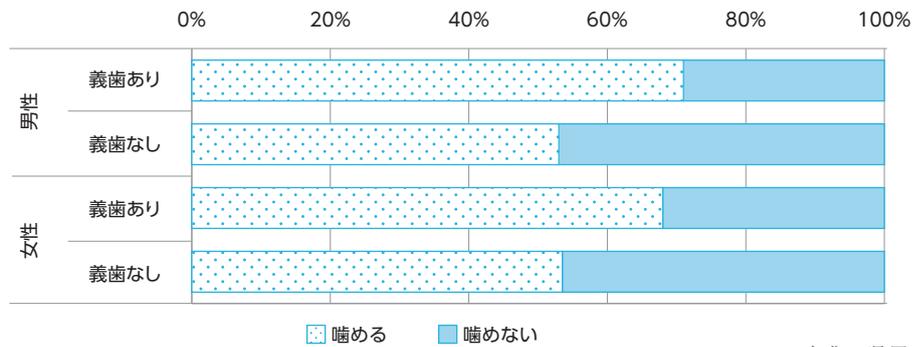
出典：県民残存歯調査

図11. 年齢別性別・咀嚼の状態と一人平均残存歯数



出典：県民残存歯調査

図12. 残存歯20本未満で義歯有無と咀嚼の状態



出典：県民残存歯調査

- ◎平成 27 年度から後期高齢者歯科口腔健康診査が実施されており、歯や口の健康や口腔機能について、実情に応じたきめ細やかな対応が求められています。
- ◎在宅歯科医療、訪問歯科診療の推進のための在宅歯科医療連携室の運営や関係者のネットワークづくりに取り組んできました。
- ◎訪問可能歯科医院の一覧表作成をはじめ、各圏域において在宅医療・介護の支援体制の構築のための検討会が開催されるなど、取組が進んでいますが、更なる推進が必要です。
- ◎在宅歯科医療連携室への専用ダイヤル設置により、訪問歯科診療等に関する相談件数が増え、要介護者の訪問歯科診療につながっています。今後も在宅歯科医療連携室の周知をすすめていく必要があります。
- ◎訪問可能歯科医院を増やすとともに、マンパワー確保と関係者のスキルアップが必要です。
- ◎地域包括ケアシステムの構築の中で、歯科医療を含めた医療と福祉の連携による多職種で考える場の設定が重要です。
- ◎高齢者の低栄養と口腔機能についての実態把握を進め、低栄養予防を目的とした関係機関のネットワークづくりを推進してきました。
- ◎低栄養予防対策の構築のため、島根県歯科医師会と島根県栄養士会と情報の共有を継続して行い、対策を一層推進するため関係者の資質向上が必要です。
- ◎全てのライフステージにおいて、障がいがあっても歯科医療が受けられる体制整備が必要です。

6) 歯科保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力

- ◎歯科保健事業の効果的な展開にむけて、ライフステージごとの各種マニュアルの作成、歯科保健の従事者を対象とした研修会を開催してきました。
- ◎歯科保健事業が各種マニュアルに基づいた実施になるよう、関係者で実施体制を確認しながら、歯と口腔の健康づくりを進め、より良い対策となるよう会議の場などを設定していくことが必要です。
- ◎歯と口腔の健康づくりに従事する者を対象とした研修会を開催し、対策の基本的事項を再確認し、新たな情報の共有が必要です。
- 歯科保健の課題が明確になるようデータの整理や歯科保健活動の状況を把握し、優先的に取り組む内容の検討等支援が重要です。

7) 歯科保健医療従事者の確保

- ◎歯科医療に従事する歯科衛生士の確保のため、歯科衛生士の学生や休職中の歯科衛生士資格を持つ者を対象とした各種取組への支援を行ってきました。
- ◎市町村の乳幼児健診や成人の歯科相談に対応する歯科衛生士の確保や資質向上のため、歯科衛生士連絡会など様々な機会を活用し支援を行ってきました。
- ◎市町村の歯と口腔の健康づくりに対応する者は、歯科医療機関に勤務している者、地域活動を専門にしている者と様々であることから、現状や課題を意識して事業に対応することや指導の標準化が必要です。
- ◎地域の歯科保健活動に対応する歯科衛生士の人材は不足している状況のため確保に向けた取組が必要です。

8) 災害時の歯科保健医療活動体制の確保

- ◎県は、災害時の医療救護体制に関する協定を島根県歯科医師会と締結するなど、災害時の歯科保健医療活動の体制整備を進めてきました。
- ◎被災住民に対する公衆衛生活動のマニュアルに歯科口腔保健も盛り込まれていますが、長期的な活動の場合等どのように取り組むか、今後詳しく検討していく必要があります。

3. 施策の方向

これまで8つの施策の方向の柱に添って取組を進めてきましたが、さらに重点的な取組を進めるため、ライフステージ別に整理しました。

	ライフステージ別					分野別			全身の病気と関連した取組	環境づくり・基盤整備
	妊娠期	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	虐待の早期発見	障がいのある人(児)	介護が必要な人		
かかりつけ歯科医で点検	かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口の中を点検する					かかりつけ歯科医を持つ			かかりつけ歯科医を持つ	
歯みがきの方法	ライフステージ(発達・機能)に応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける					自分にあった歯みがきの方法を身につける			自分にあった歯みがきの方法を身につける	
むし歯予防	むし歯予防に取り組む(生活習慣の見直し、フッ化物応用)					フッ化物応用の普及				
歯周病予防	歯周病について正しく理解し、予防に取り組む								歯周病予防	
口腔機能維持	食べる機能や顎の発達に合わせた取組		よく噛んで食べることの効果を知る、実践する		口腔機能維持・向上を図る			口腔機能維持・向上を図る	口腔機能維持・向上を図る	
口の健康と全身の病気の関連を知る	口の健康と全身の病気の関連を知る					口腔機能維持・向上を図る			口の健康と全身の病気の関連を知る	
県民の大白歯(奥歯)や口腔点検の実施など多様な手法による住民への知識の提供	◆歯周病になりやすいこと、バランスの良い食生活、生まれてくる子どもの歯の健康に関すること等、知識の提供	◆歯の本数やはえている状態をはじめ、子どもの発達あった情報提供(生活習慣、むし歯、噛むことの大切さ) ◆フッ化物応用の啓発	◆むし歯や歯周病予防のため、自分にあった歯みがきの方法やよく噛むことの大変さを知り、自ら取り組む意識の醸成を図る ◆デンタルフロス(糸ようじ)など補助的清掃器具を含めた清掃法の普及 ◆フッ化物応用の啓発 ◆適切な治療や保健指導の機会の拡充	◆「噛ミング30セルフチェックシート」などを活用し、自らの歯や口腔の状態や噛む機能の重要性を知るための啓発 ◆むし歯や歯周病の早期発見のため定期的な点検の普及啓発 ◆フッ化物応用の啓発 ◆歯間ブラシ等歯間部清掃器具の使用の定着	◆加齢などによる口腔内の変化等に対し、歯科健診の必要性を周知 ◆知識の普及啓発と口腔機能維持向上を図り、疾病等予防に努める ◆フッ化物応用の啓発			◆定期的な歯科健診		
事業所における歯科保健対策の拡大				◆職場での健康診査や人間ドックにあわせた歯科健診の導入の促進					◆各種マニュアルに基づく事業展開に向けた定期的な実施体制の確認や見直し	
糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備				◆医科歯科連携の推進				◆医科歯科連携の推進	◆歯と口腔の健康と全身の健康との関わり、生活習慣病との関連性に関する知識の普及 ◆疾病を有する患者の治療や周術期などの口腔内の不快感を緩和する口腔ケアの推進 ◆医科歯科連携の推進	
高齢者・障がい者に対する良質な歯科治療、歯科保健指導の実施体制の整備					◆食支援・低栄養予防の推進のため関係機関団体とのネットワーク構築と関係者の資質向上を図る ◆適切な口腔ケアについて情報共有	◆保健、医療、福祉の関係者が歯と口腔の健康づくりを支援できるよう資質向上、育成		◆歯科医療サービスの提供と連携に必要な基盤強化 ◆専門的知識や技術等の情報提供や普及啓発		
歯科保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力	◆妊婦健診や歯科保健指導の充実	◆様々な機会を捉えて、適正な歯科保健指導の充実 ◆口腔機能、発達に応じた離乳食指導や食支援の実施 ◆フッ化物応用の普及	◆フッ化物応用の普及 ◆研修の強化 ◆データ収集分析	◆成人歯科健診の実施と受診後のフォロー体制整備支援	◆口腔機能訓練等により口腔機能の維持・向上		◆児童生徒に対し、自らの歯と口腔に関心が持てるよう健康教育の実施		◆データ分析による歯科保健対策の構築 ◆関係機関との連携強化	
歯科保健医療従事者の確保 ●歯科保健専門職等人材育成 ●災害時の歯科医療活動体制の確保		◆様々な機会を捉えて、適正な歯科保健指導の充実					◆歯科保健医療体制整備や訪問歯科診療の充実	◆専門的な口腔ケアに関する研修会の開催	◆歯科保健専門職の人材確保、育成、要請の支援 ◆災害時の応援態勢確保	
その他 関係機関の連携による取組の推進			◆学校歯科健診の事後支援体制づくりの推進			◆ネグレクトと関連した歯や口腔の状態について、歯科医療関係者へ啓発 ◆虐待を疑われる児への支援できる体制整備	◆定期的な歯科健診や歯科治療の体制整備			

(1) ライフステージ別

1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

①妊娠期

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

- ・妊娠期の生理的変化・口腔内変化から、歯周病になりやすいこと、バランスのよい食生活、生まれてくる子どもの歯の健康に関すること等、知識の提供を図ります。
- ・妊娠期の歯科健康診査や歯科保健指導などの歯科保健対策の充実を図ります。

②乳幼児期

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物応用)に取り組む

- ・歯の本数やはえている状態、子どもの発達等に応じた仕上げみがき⁴⁾の方法、間食など、生活習慣とむし歯の関係や嘔むことの大切さ等についての普及啓発を行います。
- ・乳幼児健康診査や育児教室、保育所・幼稚園等において、適切な歯科保健指導を受けられる機会の拡充に努めます。
- ・効果的なむし歯予防法として、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の利用やかかりつけ歯科医等でのフッ化物歯面塗布、保育所等でのフッ化物洗口などのフッ化物応用を啓発し、推進します。
- ・食べる機能の獲得や顎の発達の時期であり、個々の年齢・口腔機能・発達(口や舌の動き)に合わせた離乳食指導や幼児食指導を行います。

③学齢期

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物応用)に取り組む
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを効果を知り、実践する(口腔機能の維持)

- ・学校歯科健診の教育的意義を関係者で共有し、健康実態により適切な事後措置を行うなど、個々に対応した支援体制づくりを推進します。
- ・むし歯や歯周病予防のための自分にあった歯みがきの方法やよく噛むことの大切さ等、児童・生徒・学生が自らの健康づくりに意欲的に取り組む意識の醸成を図ります。
- ・かかりつけ歯科医等での定期的な口腔管理を受けるとともに、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の利用や学校でのフッ化物洗口の普及を図ります。
- ・食習慣を含めた生活習慣の改善、むし歯や歯周病予防、早期発見・早期治療を推進し、子どもや保護者に対し、歯科医師等による適切な治療や保健指導を受けられる機会の拡充に努めます。
- ・関係機関と連携し、むし歯・歯周病予防に直接結びつく間食や歯みがきの方法についての情報提供やフッ化物応用に関する研修を強化します。

- ・学校歯科保健に関する最新の情報の提供に努め、学校歯科健診データの収集分析し、地域の実情に応じた歯科保健対策が講じられるよう支援します。
- ・口腔内をより清潔に保つため、デンタルフロス(糸ようじ)等歯間部清掃用具を含めた清掃法についての普及啓発に取り組みます。

2) 成人期

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

- ・噛ミング30セルフチェックシートなどを活用し、自らの口腔内の状況を知り、奥歯を守り、奥歯で噛む機能を確保することの重要性を啓発します。
- ・むし歯や歯周病の予防や早期発見・早期治療のために、定期的にかかりつけ歯科医での点検を普及啓発します。
- ・特定保健指導や健康教室など様々な機会を活用し、歯間ブラシ等歯間部清掃用具使用の定着やむし歯、歯周病予防、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の利用について普及啓発に努めます。
- ・職場での、健康診査や人間ドックに併せた歯科健診の導入や歯科保健指導の実施の機会を設け、自分にあった歯みがきの方法や歯科治療の推奨を働きかけます。
- ・定期的な歯科検診受診のきっかけとなるよう市町村に健康増進法⁵⁾に基づく歯周病検診等の実施を働きかけると共に、受診後のフォロー体制整備の支援を行います。

3) 高齢期

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを効果を知り、実践する(口腔機能の維持)
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

- ・加齢等による口腔内の変化(唾液量の減少、歯ぐきの変化等)、内服薬の副作用による口の渇き等に対し、歯科口腔健診がより必要となることを周知し、かかりつけ歯科医を持つことを啓発します。
- ・地域における高齢者の食支援・低栄養予防等の推進が図られるよう歯科医療関係者をはじめ関係機関・団体との相互のネットワークの構築、関係者の資質向上を図ります。
- ・歯と口腔の健康や口腔機能維持が、認知症やフレイル(虚弱)など全身の健康に関係していることを啓発し、適切な口腔ケアが取り込まれるよう関係機関・団体で情報を共有します。
- ・口腔清掃、義歯の手入れ等知識の普及や口腔機能訓練などにより口腔機能の維持・向上を図り、誤嚥性肺炎や窒息の予防等に努めます。
- ・家庭でのフッ化物配合歯磨剤等フッ化物応用による効果的なむし歯予防について、普及啓発します。

(2) 特別配慮が必要な分野

1) 虐待早期発見

- ・ネグレクト⁶⁾（育児放棄）と関連したむし歯多発や身体的暴力による歯の破折等の口腔の外傷などについて、歯科医療関係者に啓発するとともに、市町村や児童相談所等と連携して児童虐待の早期発見につなげるよう努めます。
- ・むし歯の治療を受けさせず、長期に放置するデンタルネグレクトが疑われる児の支援に歯科関係者が参加できるよう体制整備を図ります。

2) 障がいがある人（児）

- ・施設などでの定期的な歯科検診や歯科治療等、歯みがきの方法の指導やフッ化物応用によるむし歯予防が適切に行われる体制の整備を図ります。
- ・障がいがある人（児）が、地域で受診困難な状況とならないよう歯科保健医療体制整備や訪問歯科診療の拡充に努めます。
- ・教育関係者は、特別支援学校・学級の児童生徒に対し、自ら歯と口腔に関心が持てるよう障がいに配慮した健康教育を実施します。
- ・歯科と口腔の視点から保健、医療、介護を支える関係者の資質の向上、育成に努めます。

3) 介護が必要な人

- ・かかりつけ医や介護支援専門員との連携により、介護度に応じた歯科保健医療サービスの提供と連携に必要な基盤強化を推進します。
- ・施設スタッフに対する専門的知識や技術の情報提供や普及啓発等、歯科健診や歯科保健指導の取組状況等、施設の特性等を踏まえた体制づくりと施設での定期的な歯科健診を推進します。
- ・誤嚥性肺炎の予防や口腔機能向上のため、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士による定期的な口腔ケアを実施するよう普及します。
- ・入院時から在宅医療に至るまで、切れ目のない口腔ケアが実施できるよう医科歯科連携を推進します。
- ・歯科専門職を含めた保健医療従事者を対象とした専門的な口腔ケアに関する研修会を開催するなど人材育成を図ります。

(3) 全身の病気と関連した取組

- ・歯と口腔の健康が全身の健康と関連することや歯周病が糖尿病等の生活習慣病や喫煙などに関わりがあることについて啓発を進めます。
- ・糖尿病やがんなど疾病を有する患者の治療や周術期等の口腔内の炎症などによる不快感を緩和する口腔ケアの推進にあたり、医科と歯科の連携を強化します。
- ・歯と口腔の健康づくりや喫煙や飲酒など生活習慣に関する知識を含め、早期発見早期治療と全身の疾病の良好な管理のため、かかりつけ歯科医をもち、定期受診をうながし、口腔機能の維持・向上を図ります。

(4) 環境づくり・基盤整備

- ・歯科専門職の人材確保、育成と養成を支援します。
- ・歯科保健関連データの収集分析により、地域の実情に応じた歯科保健対策が講じられるよう市町村や関係機関と連携を図り、支援を行います。
- ・ライフステージに応じた事業展開にむけ、各種マニュアルに基づく定期的な実施体制の確認や見直しを進めます。
- ・災害時の歯科医療活動体制の確保のため歯科医師会等と連携を図り、応援体制を確立します。

4. 歯と口腔の健康づくり計画の推進と体制

(1) 関係機関・団体等の役割

① 県民の役割

- ・健康教育など様々な機会を捉え、生涯を通じて歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つよう努め、実践します。
- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けるなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めます。
- ・地域ぐるみの健康づくりを推進できるよう努めます。

② 県・保健所の役割

- ・歯と口腔の健康づくり施策について、県民への啓発及び関係機関と共通理解を図り、継続的かつ効果的に取組を実施します。
- ・専門的かつ技術的な業務の推進のため関係機関・団体との連携・協力体制の強化、情報提供や助言等支援します。
- ・歯科保健統計データの情報共有と統計情報の蓄積を行います。
- ・歯科保健関係者等の研修を開催し、資質向上と育成、支援に努めます。
- ・災害時の対応支援が行えるよう体制整備を行います。

③ 市町村の役割

- ・各種歯科健診、歯科相談など妊娠期・乳児期から高齢期までのライフステージに添った歯科保健サービスの提供を行います。
- ・かかりつけ歯科医を持つことの必要性について啓発に取り組みます。
- ・歯科保健関連データ等を収集・活用し、県へ情報提供を行います。
- ・歯科保健に関する計画を策定し、継続的かつ効果的に取組を実施します。
- ・医科、歯科、福祉、関係団体等との連携・協力体制の整備を図ります。
- ・地域の健康づくりグループ等と連携し、歯と口腔の健康づくりに取り組めます。

④ 教育関係者の役割

- ・学校、家庭、地域の関係機関が連携した地域ぐるみの歯科保健活動の充実に努めます。
- ・学校における歯科健診の教育的意義を関係者が共有し、個々の健康課題解決に向けた支援体制づくりを推進します。
- ・学校歯科医等と連携を図りながら、フッ化物（フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤）の普及を図ります。
- ・基本的な生活習慣や口腔のセルフチェックとセルフケアの技術と習慣を身につけるための取組を推進します。
- ・口腔内をより清潔に保つため、デンタルフロス(糸ようじ)等歯間清掃具を含めた清掃法について普及啓発に努めます。

⑤ 保健医療関係者の役割

- ・かかりつけ歯科医として、良質かつ適切な歯科医療・歯科検診・歯科保健指導を行います。
- ・関係機関団体が実施する歯と口腔の健康づくりに関する取組に協力するよう努めます。
- ・歯科専門的立場から、地域での歯科保健施策における企画への助言・実施を行います。
- ・歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等各関係団体は各種研修等を通じて会員の資質の向上に努めます。

⑥ 事業所・医療保険者の役割

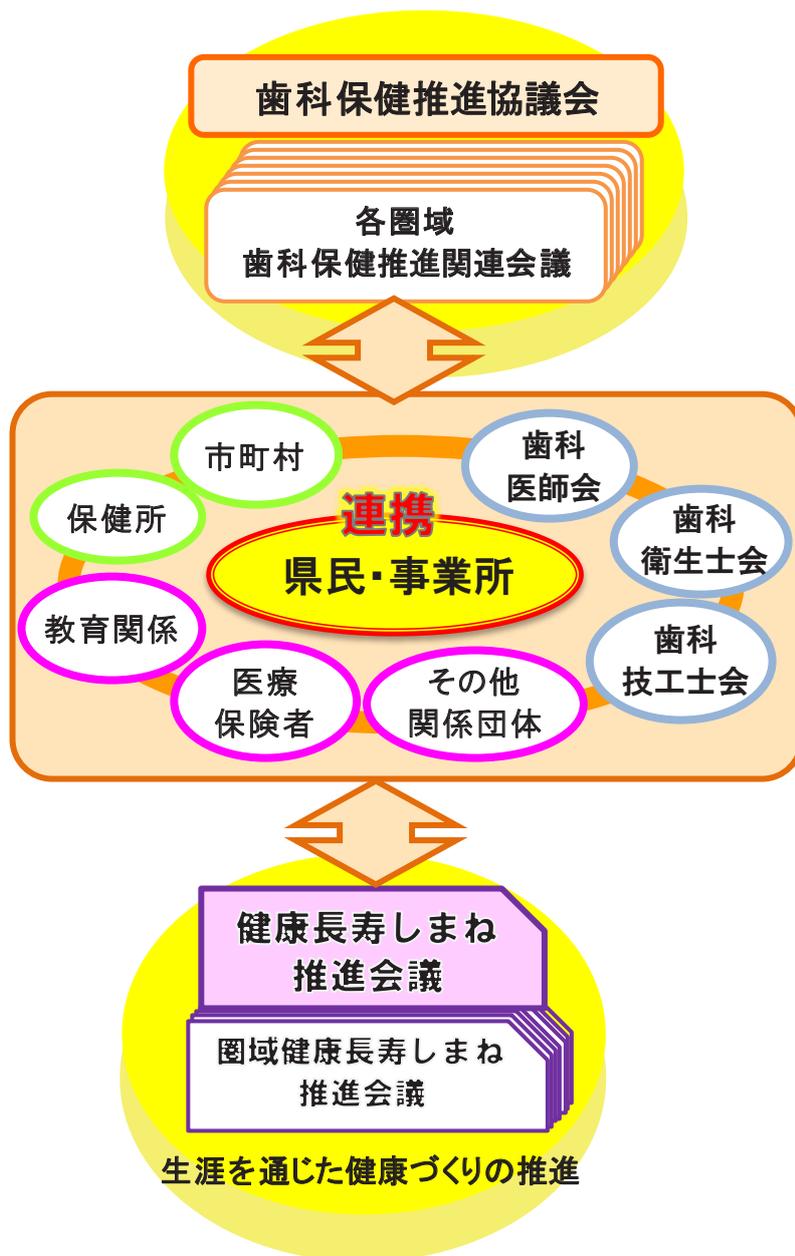
- ・関係機関と連携し、効果的な歯科保健対策の推進を検討します。
- ・歯科健診及び歯科保健指導を受ける機会を確保します。
- ・歯と口腔の健康づくりに関する取組の推進に努めます。

(2) 進行管理と評価

島根県歯科保健推進協議会において、毎年事業実施方針の策定、評価を行い、この計画の進行管理と評価を行うとともに、島根県保健医療計画等関連計画や国の施策などと整合性をとりながら推進します。

また、各2次医療圏域においても、歯科保健連絡調整会議を開催し、圏域の歯科保健の現状と課題を共有するとともに、今後の取組の方向性について検討します。

<歯と口腔の健康づくり連携体制図>



5. 目標

(1) 県民目標

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防（生活習慣の見直し、フッ化物応用）に取り組む
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを効果を知り、実践する（口腔機能の維持）
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

(2) 目標値一覧

*：第2次計画で新たに設定した目標

目標項目		単位	現状値		目標値	設定理由等	出典		
大目標	20本以上の自分の歯を有する者の割合（8020達成者）		80歳（75歳～84歳）	%	40.6	H27	56.0	健康長寿しまね推進計画の目標	県民残存歯調査
	一人平均残存歯数		50歳（45～54歳）	本	26.3	H27	27.0	コホート別、線形回帰係数から予測値により設定	県民残存歯調査
			60歳（55～64歳）	本	23.3	H27	24.4		県民残存歯調査
			70歳（65～74歳）	本	19.9	H27	20.8		県民残存歯調査
			80歳（75～84歳）	本	15.5	H27	17.0		県民残存歯調査
中目標	24本以上の自分の歯を有する者の割合（6024達成者）*		60歳（55～64歳）	%	62.1	H27	70.0	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標値（国の目標）に合わせる	県民残存歯調査
	喪失歯のない者の割合*		40歳（35～44歳）	%	73.7	H27	75.0		県民残存歯調査
	一人平均むし歯本数		3歳児	本	0.6	H27	0.4	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	母子集計システム
			12歳児	本	1.0	H27	0.6	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	島根県学校保健統計調査
			30歳代（30～39歳）	本	9.6	H27	8.0	ロジステック関数を用い、予測値により設定	島根県市町村歯科保健対策評価表
	不正咬合 ⁷⁾ 等認められる児の割合*		3歳児	%	20.7	H27	20.7（維持）	新たに設定した目標である。また近年増加傾向にあり、これ以上増やさないことを目指す	母子集計システム
	たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合		60歳（55～64歳）	%	88.5	H27	88.5（維持）	新たに設定した目標である。また、前回の調査結果から減っており、現在の割合を維持することを目指す	県民残存歯調査
	歯肉に所見がある割合*	13歳（中学校2年生）	男子	%	6.0	H28	4.7	しまねっ子元気プランに合わせる	学校保健統計調査
			女子	%	2.8	H28	2.6		学校保健統計調査
		16歳（高等学校2年生）	男子	%	6.1	H28	3.2		学校保健統計調査
			女子	%	2.4	H28	2.4		学校保健統計調査
進行した歯周病を有する者の割合		20歳代（20～29歳）*	%	23.0	H27	15.5	線形回帰係数から算出した推計値から設定 ★計画の評価は「県民残存歯調査」で行い、目標値は経年変化が見える「島根県市町村歯科保健対策評価表」の数値を用いる	島根県市町村歯科保健対策評価表	
		40歳代（40～49歳）	%	39.8	H27	37.5		島根県市町村歯科保健対策評価表	
		50歳代（50～59歳）	%	49.9	H27	44.9		島根県市町村歯科保健対策評価表	
		60歳代（60～69歳）	%	68.7	H27	53.3		島根県市町村歯科保健対策評価表	
小目標	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べるようにしている者の割合		%	52.7	H28	増やす	ベースラインより5.2%減っているため、目標数値を「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
		（再掲）70歳代*	%	69.9	H28	増やす	低栄養予防の観点から新たに設定し、目標数値を「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
	歯と歯の間を清掃するための専用器具（デンタルフロス、歯間ブラシなど）を使用している者の割合	%	40.2	H28	増やす	今まで県データを把握していなかった。このたび県データを把握しベースラインとして設定根拠がないため「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	定期的に（1年に1回以上）に歯科医院に行き、歯垢や歯石など歯についた汚れを取ってもらうようにしている者の割合	%	33.2	H28	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	むし歯予防のためにフッ化物を利用している者の割合	%	41.2	H28	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	3歳児のむし歯がない児の割合が80%以上である市町村の数*	市町村数	9	H27	増やす	新たに設定した目標であり、目標値を「増やす」とした	母子集計システム		

6. 資料

(1) 平成27年度島根県県民残存歯調査 抜粋

1) 調査方法

[目的]

- ①島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例に基づいた実態調査を行い、歯科保健計画に反映させる。
- ②歯科保健対策の企画及び事業化の資料とする。

[調査対象]

30歳以上の県民

[調査方法・時期]

- ①歯科診療所来院患者、在宅訪問患者 9月1日～9月30日
- ②市町村での歯科健診受診者 4月1日～8月31日
- ③その他、県が必要と認めた場合

[調査内容]

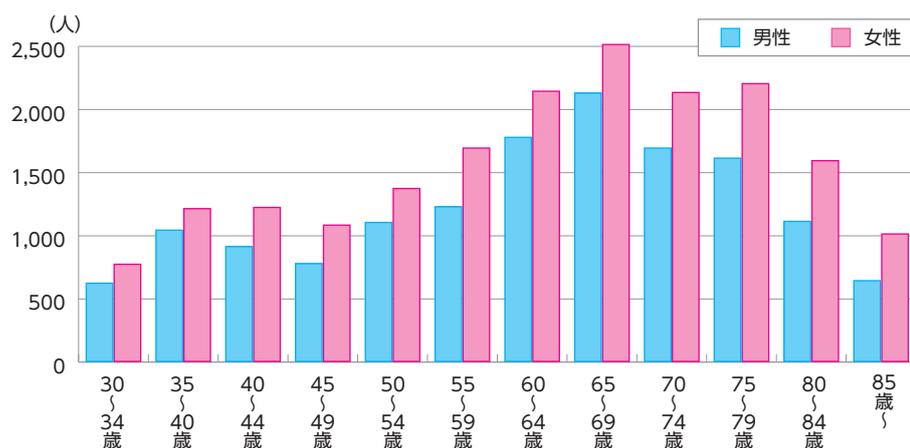
- ①住所地 ②年齢 ③性別 ④残存歯 ⑤歯肉の状況（在宅訪問患者以外）
- ⑥糖尿病の有無 ⑦喫煙の有無 ⑧咀嚼の状況 ⑨噛み合わせについて
- ⑩義歯の使用有無

2) 調査結果

①調査実施数

調査実施数の総数は、34,070名（男性：14,526名、女性：19,288名）、平均年齢は、62.2歳（男性：62.3歳、女性：62.1歳）でした。年齢分布は65～69歳で調査実施数が多い状況でした【図1】。

図1. 性別5歳区分階級別調査実施数



②残存歯の状況

年齢別一人平均残存歯数の変化を見ると、過去3回の調査と比べ、全ての年齢で残存歯の減少が緩やかとなり、一人平均残存歯数は増加しています【図2】。

しかし、40歳以降では、歯の喪失が進み、67歳で残存歯数20本を下回る状況です【図3】。

また、20本以上有する者の割合は、過去3回の調査と比べ全ての年代で増えています。平成22年調査と比べると、70～84歳で増加割合が大きいです【図4】。

図2. 年齢別一人平均残存歯数（経年）

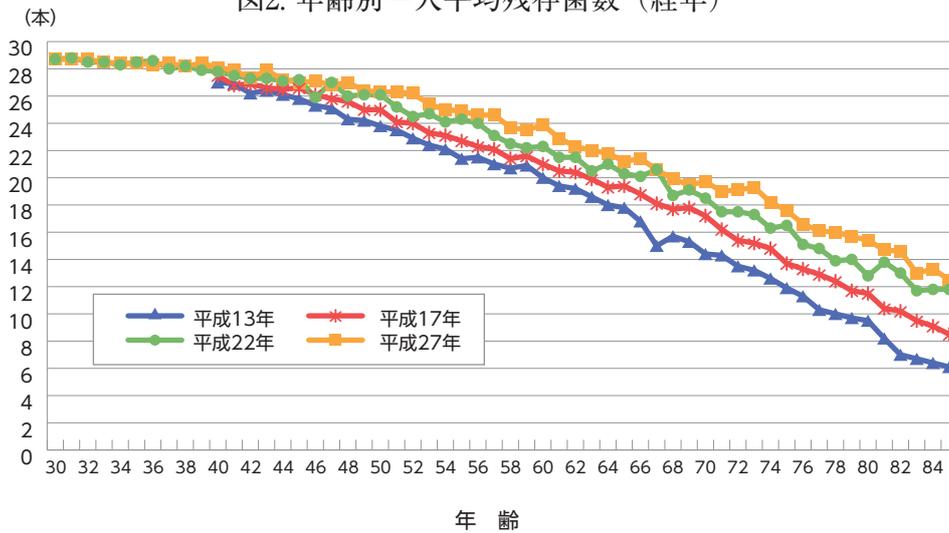


図3. 年齢別一人平均残存歯数（平成27年）

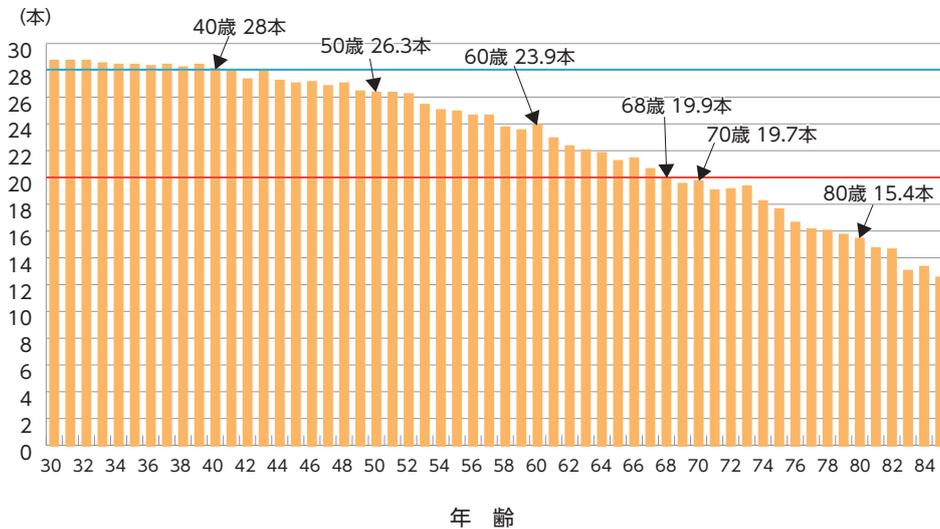
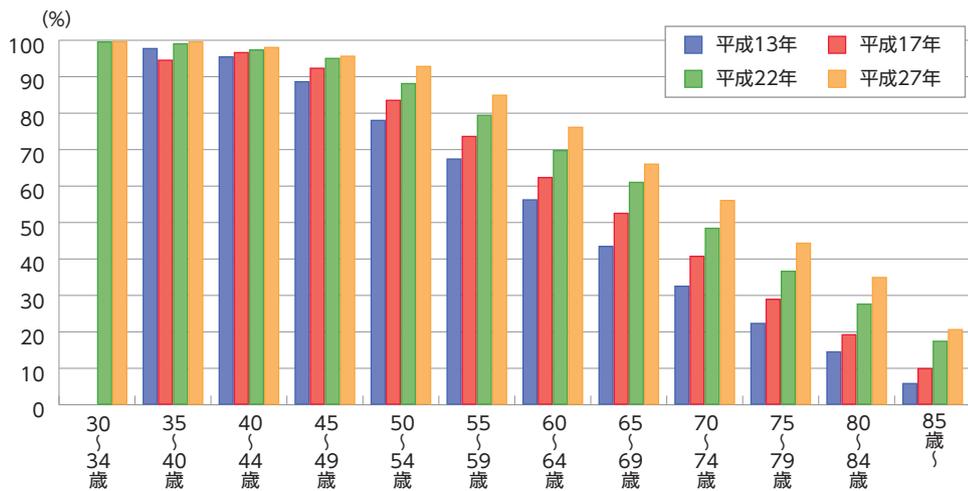


図4. 5歳区分階級別20本以上有する者の割合



③ 歯周ポケットの保有状況

歯周ポケット 4mm 以上を有する者の割合は、全て年代で男性の方が女性よりも大きいです【図5】。

また過去3回の調査と比べて、増加傾向にあります【図6】。

図5. 性別5歳区分階級別ポケット4mm以上有する者の割合

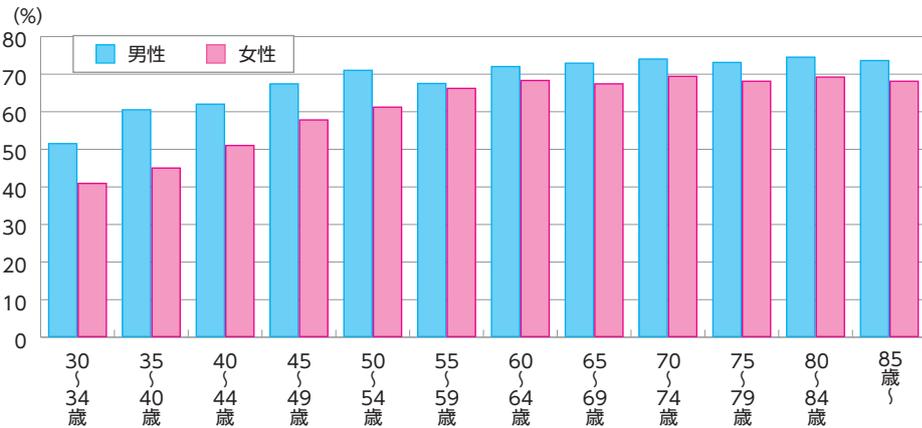
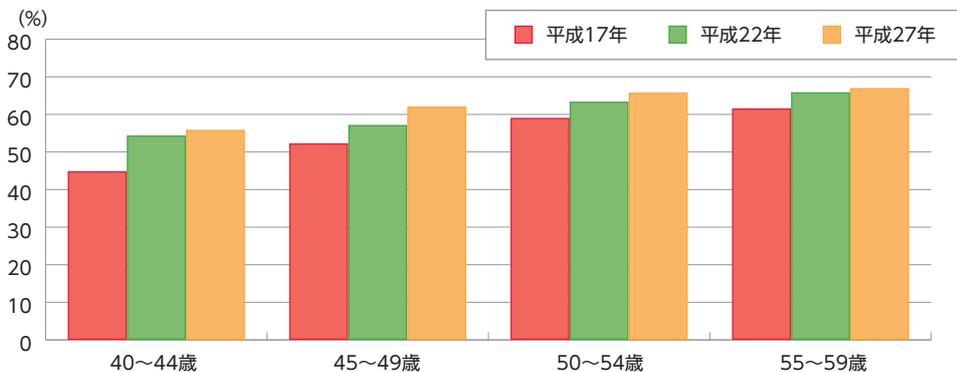


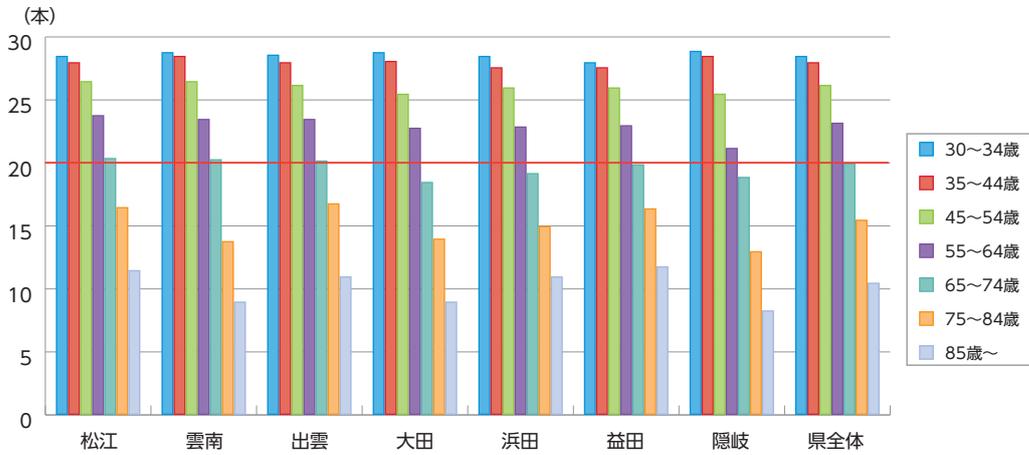
図6. 5歳区分階級別ポケット4mm以上有する者の割合（経年）



④ 圏域・市町村の状況

圏域、市町村により、一人平均残存歯数にばらつきがあります。圏域別一人平均残存歯数は、県東部が高く、県西部、隠岐部が低い傾向にあります【図6】。

図7. 圏域別10歳階級別一人平均残存歯数



⑤ 糖尿病、喫煙の状況

糖尿病、喫煙は共に歯周病悪化のリスクファクターであることが示唆されます。

図8. 糖尿病の有無と歯周病（男性）

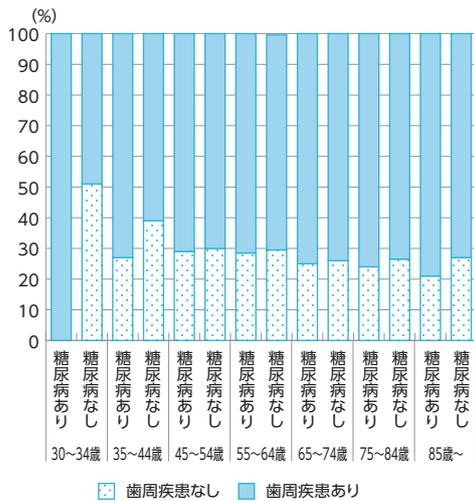


図9. 糖尿病の有無と歯周病（女性）

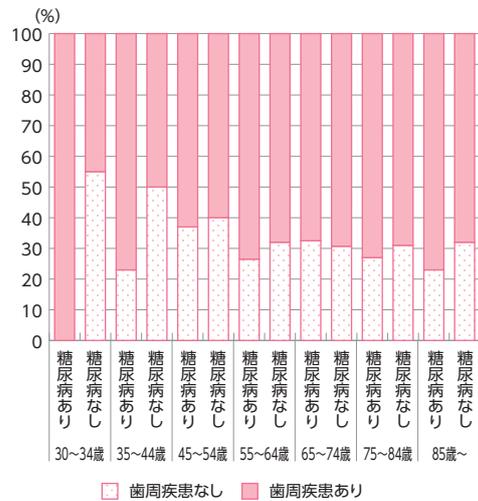
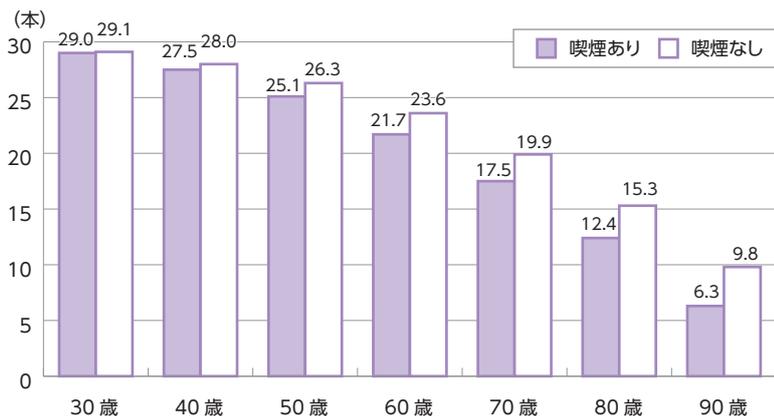


図10. 年齢別喫煙の有無の平均残存歯数（男性、糖尿病なし、予測値）



⑥ 噛む機能の状況

残存歯が 20 本未満の者で義歯を装着ありの人で、噛める人の割合は約 7 割、義歯装着なしで噛める人の割合は約 5 割でした。また、残存歯 10 本未満となると義歯装着ありでも噛めない人の割合が増える傾向でした。

図11. 性別残存歯20本未満の者の義歯の有無と咀嚼

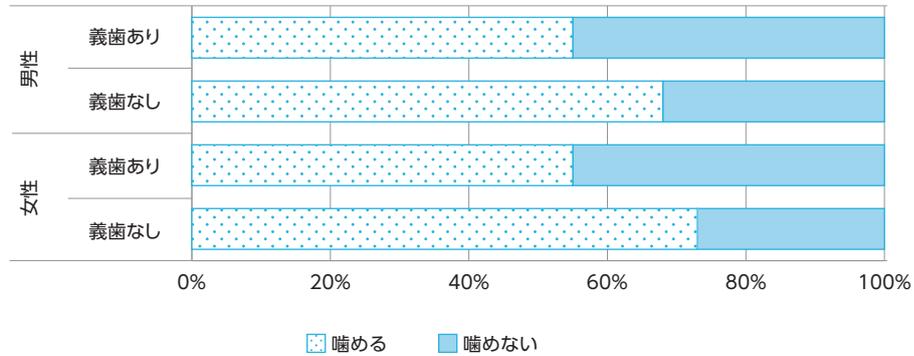
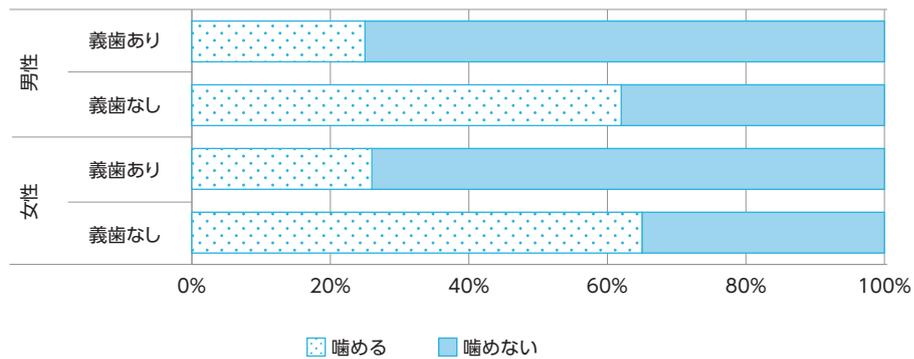


図12. 性別残存歯10本未満の者の義歯の有無と咀嚼



(2) 市町村歯科保健事業の取組状況

事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
乳幼児歯科健診または 歯科保健指導	3,075	4,666	5,685	3,142	5,358	4,954
フッ化物塗布	10,268	5,575	12,088	12,494	9,183	9,833
フッ化物洗口	26,516	32,889	29,077	28,011	28,195	28,156
児童生徒への歯科教室	3,419	3,208	4,102	4,737	4,531	8,193
妊産婦歯科健診または 歯科教室	274	306	248	302	289	320
成人歯科健診	4,690	6,208	6,919	5,508	5,431	5,131
健康相談	10,040	4,252	2,113	13,280	4,521	4,586

出典：市町村歯科保健事業調査

(3) コラム取組事例

① 歯周病唾液検査について

～公益財団法人島根県環境保健公社の取組～

公益財団法人島根県環境保健公社では、平成 24 年から歯周病唾液検査を実施しています。

当初は事業所(定期健康診断に加えて)での実施を想定していましたが、住民健診として実施されるなど、県の歯科保健対策拡大事業での取り組み、また島根県歯科医師会のご協力によって、僅かずつではあるものの全体的な実施数は増加しています。

一方、検査を実施する中で様々な課題も見えてきたこともあり、今後対策が必要ではないかと考えています。

■健康診断との同時実施における課題

- ① 人前で唾液を出すことに抵抗がある人が多く、その結果、検査を敬遠される
- ② 健康診断時に人目につかない配慮(別室を設ける等)が難しい
- ③ 事前に検査キットを配布し、健康診断時に回収する方法では、受検者によっては誤った唾液採取方法になる

歯周病唾液検査は受検者の立場からは比較的簡単であるため、健康診断のオプションとしての導入を期待していましたが、3 つの課題が浮上し、実施方法を改めて検討する必要があります。



■継続的・定期的な検査実施にむけて

新たに取組まれる事業所もありますが、近年は取り組みを止めた事業所もあります。

また、毎年継続して実施している事業所においても受検者数が減少する傾向があり、「取り敢えず 1 回は検査を受けてみた」といったケースが見られます。

歯周病唾液検査をきっかけとして歯科健診につなげ、口腔内の健康がひいては体全体の健康につながる事などについて受検者の意識を高め、「受けっぱなし」の状態がないように取り組む必要があると思われます。

②町と地元歯科医師の連携による口腔内確認の取組み

～少ない予算で、効果的な取組みを目指して～

～邑智郡邑南町の取組～

邑南町では、地元歯科医師・島根大学医学部の協力を得て、平成22年度から特定健診（集団健診分）に併せ、歯科衛生士による口腔内確認をスタートした。具体的には、「お口の調査票」による対象者の状況把握、グミによる咀嚼力検査、唾液潜血反応検査による歯周疾患の有無、口腔内乾燥の状況、口腔内観察（歯の本数・未処置歯数・臼歯の状況）等で、その場で歯科衛生士が指導を行っている。また、健診結果報告会の場で、保健師が結果説明や指導を行うとともに、必要な方には歯科受診おすすめカードによる受診勧奨を行っている。特定健診検査項目の一つとして位置付けることで、健診受診者ほぼ全員に口腔内確認を実施していること、一人当たり約300円という安価な費用で検査を実施していること、保健指導マニュアルを作成し、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでいろいろな保健指導に活用していることなどが、当町の取組みの特徴である。

歯科受診おすすめカード	
お名前 () 様 受診日 (H28年 月 日) 受付番号 ()	
歯科受診おすすめカードとは	
歯科受診おすすめカードとは、邑南町の特定健診歯科相談を受けられ、早めに受診していただきたい方へ、この「おすすめカード」を作成し、お渡ししています。	
使用法	
市内の歯科医院の先生方には協力依頼をしておりますので、 電話で予約して、歯科医院にこのカードを持参し、ご相談下さい。	〒719-0201 邑南町役場保健課 TEL:0855183-1133 IP:050-5207-5902
<歯科医師様へ> 特定健診歯科相談にて、下記のような所見がありましたので、受診をおすすめしました。 ご高診ご指導をよろしくお願い申し上げます。	
口腔内所見	
<input type="checkbox"/> 出血あり（歯肉テストの結果 2+ 3+）	
<input type="checkbox"/> 噛む力が弱い（グミによる咀嚼カテスト 30秒で9個以下）	
<input type="checkbox"/> 虫歯あり	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
返 事	
邑南町の特定健診歯科相談を受診された () 様についてご返事します。	
<診断結果>	
<input type="checkbox"/> 治療の必要なし () 月後	
<input type="checkbox"/> 要経過観察 ()	
<input type="checkbox"/> 要治療 (虫歯 ・ 歯周病 ・ 腫瘍 ・ その他)	
平成 年 月 日	担当歯科医師名
※返事は邑南町までお願いします。	

取組みの成果は、次の4つがあげられる。

- ①歯科保健に対する関心や意識の向上（身体のチェックと同様にお口のチェックを年1回行うことが定着）
- ②歯科受診おすすめカード発行により、必要な方が歯科受診に結び付くとともに、その後も定期的に歯科医院においてクリーニング等を実施する方が少しずつ増加していること
- ③国民健康保険1件当たり歯科医療費が少しずつ減少していること
- ④生活習慣病予防の取組みの中に、お口の健康と噛む視点を追加し、啓発していること

現在、成人保健の事業として実施しているが、将来の介護予防につながる取組みでもあり、今後も地元歯科医師と連携を図りながら、実施していきたい。

(4) 島根県歯と口腔の健康を守る 8020 推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の予防、食育の推進等に果たす役割の重要性にかんがみ、80歳で20本以上の歯を保つことを目指した8020運動の意義を踏まえて、島根県における歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、障害者、介護を要する高齢者等すべての県民が生涯にわたり必要かつ良質な歯科保健医療サービスを等しく受けられるよう、適切に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する計画的かつ効果的な施策を実施するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村、事業者、保険者及び保健医療福祉関係者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市町村等への助言等)

第5条 県は、市町村、事業者、保険者及び保健医療福祉関係者が計画し実施する子どもから高齢者までの歯と口腔の健康づくりに関する施策が効果的かつ継続的に実施されるよう、専門的かつ技術的な助言及び情報提供を行うとともに、連携及び調整に努めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりに関する計画)

第6条 県は、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための具体的な目標を定めた歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定するものとする。

(歯科保健に関する実態調査)

第7条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね5年ごとに調査を行い、その結果を公表し、前条の計画に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【平成22年3月2日公布】

(5) 用語解説

1) 8020 (ハチマルニイマル)

平成元年厚生省(当時)と日本歯科言う歯科医が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足するといわれています。そのため「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めて運動がはじまりました。

2) フッ化物応用

フッ化物の働きは、①歯の質を丈夫にする、②むし歯菌の働きを弱める、③ごく初期のむし歯の回復を助ける ことです。

応用方法は、①歯科医院など専門家が行う「フッ化物歯面塗布(高濃度のフッ化物を歯に塗ります)」、②保育所・幼稚園や学校で行う「フッ化物洗口(薄いフッ化物水溶液でぶくぶくうがいをします)」、③日常の歯みがきに「フッ化物配合歯磨剤(薬用欄に、フッ化ナトリウム、モノフルオロリン酸ナトリウムと記載されています)」を使うことです。

3) 嚙ミング30 (カミングサンマル)

食育を推進する一助として、ひとくち30回以上嚙むことを目標とした取組。

「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」報告書(平成21年7月厚生労働省)「歯・口の健康と食育～嚙ミング30(カミングサンマル)」で食育の今後の方向が示されています。

4) 仕上げみがき

子どもの歯みがきの習慣づけのため、むし歯がないかの観察や子ども用の歯ブラシを用いて保護者が1本ずつ子どもの歯を磨くことを言います。

乳歯がはえ始めたら保護者のひざにあお向けに子どもを寝かせる姿勢で行います。

5) 健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成14年に制定されました。

第19条の2に基づく健康増進事業(健康診査等)のひとつに「歯周疾患検診(歯周病検診)」の項目があります。

6) ネグレクト

虐待のひとつ。養育すべき者が、食事や衣服などの世話を怠り、放置すること、無視することを言います。

歯科領域で関わり得る虐待は、保護者が必要な歯科治療を受けさせず、多数の歯にむし歯が放置され、学校歯科健診などで発見する可能性が高いと言われています。

7) 不正咬合

上の歯と下の歯が適切にかみ合わない様子。



健康長寿しまねマスコットキャラクター
まめなくん